

生活保護受給者の年金受給資格調査支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、生活保護世帯における年金未受給者の年金受給資格調査及び年金申請の支援等を実施することで、年金制度の活用の徹底を図り、生活保護の適正な実施に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体を福岡県とする。

ただし、事業の一部を県内の適切な事業実施が確保されると認められる団体に委託することができるものとする。

3 年金受給資格調査対象者

- (1) 新規申請ケース
- (2) 国民年金給付対象者
- (3) 厚生年金給付対象者
- (4) 共済年金給付対象者
- (5) 脱退手当金、厚生年金基金、死亡一時金給付対象者
- (6) その他、各保健福祉（環境）事務所（以下「事務所」という。）が相当と判断した者

ただし、いずれも各事務所が生活保護の実施責任を負う者に限る。

4 事業内容

(1) 年金受給資格調査支援員の配置

次号に定める年金受給資格調査支援業務を実施するため、事務所に「年金受給資格調査支援員」（以下「年金調査員」という。）を配置する。

(2) 業務内容

ア 事務所は、年金定期便等を活用するとともに、年金事務所等と連携の上、必要に応じて生活保護法（以下「法」という。）第29条に基づく調査を実施し、年金加入状況を的確に把握し、年金加入状況管理進行表を作成する。

イ 事務所は、年金加入状況管理進行表で把握した老齢基礎年金や厚生年金保険の脱退手当金等を受給できる見込みのある者に対して、裁定請求手続及び国民年金の任意加入手続等に関し必要な指導助言を行う。

ウ 事務所は、イで必要な指導助言を行った者及びその他事務所が相当と判断した者の中から、事務所に配置する年金調査員が支援等を行う年金受給資格調査対象者（以下「調査対象者」という。）を選定する。

エ 年金調査員は、調査対象者に対し、次に掲げる年金受給資格調査及び年金の裁定請求の支援等を行う。

- ① 年金事務所での年金加入歴等調査
- ② 就労歴や初診等の聞き取り、病歴・就労状況等申立書の作成、被保護者の年金相談に対応するための被保護世帯訪問調査（調査対象者との顔合わせのためにCWと訪問する場合を除き、個別訪問調査を行う。）
- ③ 病院等での初診日等の調査、診断書作成依頼
- ④ ①から③までの調査回答を受けた受給資格の検討
- ⑤ 裁定請求支援（年金事務所及び被保護世帯を訪問し、裁定請求書の作成等を支援）

オ 年金調査員は、各事務所長（保護課長）が求めた年金受給資格調査支援に関する専門的な技術支援（CWへの各種年金等の受給可能性の助言、CW等に対する年金制度研修の開催等）を行う。

5 個人情報管理

本事業の実施に当たっては、個人情報の適正な管理に十分に配慮し、事業の実施に関わる職員が業務上知り得た情報を漏らさないよう対策を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。